

法関連問題における正当で合理的な意思決定

— Street Law 教育におけるプライバシー学習の考察を通して —

村野和子*

1. 研究の目的

日本においては、裁判員制度の導入等を含めた司法制度改革⁽¹⁾が進められている。司法制度改革の基本理念においては、「国民にとって身近な」、「国民の視点」からの改革が謳われており、司法制度改革における、国民的基盤の確立のための条件整備の一つとして、「司法教育の充実」の措置を講ずるとある⁽²⁾。しかし、法曹三者以外の国民を、法及び司法制度に参加させる際に求められる資質や能力とはいかなるものであろうか。また、訴訟外の日常生活において、国民が法に関連した問題に直面する際に求められる資質や能力とはいかなるものであろうか。「司法教育の充実」は、国民が、国民に、法及び司法制度に関するいかなる資質や能力を求めるかに密接に関連すると考えられる。

高等学校等における授業実践報告から、日本の青少年の法意識が抽象的で、法に関連した諸問題について主体的に考える意志や能力に乏しいことが見受けられた⁽³⁾。主たる原因として考えられるのは、現行の法及び司法制度が、国民の視点を活かすという観点からみて不十分なことと、現行の学校教育が、法及び司法制度を日常生活において実際に役立たせるという視点において不十分であることが考えられる。法及び司法制度を国民にとって身近で公正なものとするためには、法を遵守し司法制度を尊重する一方で、不公正で機能しない法及び司法制度には反対し、積極的かつ効果的に代替案の主張を行う能力を身に付けさせることが必要である。しかし、根拠や代替案を吟味することなく、やみくもに法改正を主張することは無益である。民主主義社会に効果的に参画する公民として、法に関連した諸問題において、正当で合理的な意思決定ができることが求められる。

本研究の目的は、「日常生活において実際に役立つ法」という意味をもつ、“Street Law”⁽⁴⁾におけるプライバシー学習の考察を通して、正当で合理的な意思決定能力を育成する学習プロセスを明らかにし、分析することである。日本においては、一部の地方公共団体における情報公開条例の制定、国レベルにおける情報公開法の成立(1999年)、施行(2001年)など、個人の情報プライバシーの法的保障を求める社会的要請がある。日本の学校現場においても、生徒のプライバシーと円滑な学校運営の利益等が対立する事例がある。現実の事例においては、プライバシーのみが問題になることよりもむしろ、他者の権利及び価値、利益との関係で問題となることが多いと考えられる。プライバシーをめぐる、権利及び価値、利益が対立する事例において、正当で合理的な意思決定をする学習機会を提供することは、「国民にとって身近な」、「国民の視点」からの司法の実現という、法及び司法制度に関する教育の充実に資するといえる。

2. Street Law 教育

(1) Street Law とは何か

Street Law とは、訴訟外の「日常生活において実際に役立つ法」という意味である⁽⁵⁾。“Street Law”はStreet Law, Inc. (以前はNational Institute for Citizen Education in the Law)の出版物

*筑波大学大学院

である。“Street Law”は6のユニットと44の章から構成されており、教育内容は、法と司法制度入門（ユニット1）、刑事法と少年司法（ユニット2）、不法行為（ユニット3）、消費者法と住宅法（ユニット4）、家族法（ユニット5）、コミュニティーにおける権利（ユニット6）といった多岐の領域にわたる。

Street Law という名称の教育は、1972年にジョージタウン大学ロー・センター・プロジェクトとして始まった⁽⁶⁾。革新的一般法律臨床プログラム（innovative public law clinical program）を受講する4人の法学生が、ワシントンDCの2つの公立学校において予防法アプローチによる教育実践を行ったことが、Street Law 教育の始まりであった。その後、全米組織（National Institute for Citizen Education in the Law）が設立され、カリキュラムが充実してくると、Street Law 教育は全米規模の広がりを見せるようになった。現在では、主にアメリカ合衆国の都市部の40校のロー・スクールが、地元学校組織との連携による教育実践を行っている。この他、イギリスのDe Montfort University School of Lawのように、アメリカ合衆国外のロー・スクールにおいても、Street Law Programは実践されている。

現在、“Street Law”を用いた高等学校における教育実践には、2つの手法を見ることができる。一方は、ロー・スクールを基盤とするプログラム（law school-based program）である。他方が、学校組織を基盤とするカリキュラム（school-based curriculum）であり、高等学校社会科教師によるStreet Law教育が全体の約90%を占める。

（2）教育目標

Street Law 教育の目標は、司法・政治制度に効果的に参画するために必要な知識とスキルを身に付けさせることである。“Street Law”は、より優れた、積極的に社会参画する合衆国市民を育成することを目的としてデザインされている⁽⁷⁾。より優れた、積極的に社会参画する合衆国市民とは、法を遵守し、基本的人権と自由を擁護する一方で、不公正な法に反対し、司法制度の改善のために協働する市民のことである。“Street Law”は、アメリカ合衆国には、法は合衆国市民に不利に働く複雑で専門的なルールの体系であり、私たちの司法制度においては権力と財力をもつ人たちのみが勝つことができると考えている人が多いことに着目してデザインされている。こうした法及び司法制度に対する認識は、健全な民主主義（healthy democracy）の発展のために改善する必要があるという問題意識があるのである。

“Street Law”には、「知識は使ってこそ価値がある」⁽⁸⁾という記述がある。市民に法及び司法制度、人権、民主主義に関する知識を習得させ、その上で、それらの知識を現実生活の場面に適用できる能力を育成することが、観客民主主義から脱却した、健全な民主主義社会の発展につながると考えているのである。

（3）法関連問題における正当で合理的な意思決定

上述したように、“Street Law”は、法の遵守、基本的人権の尊重の一方で、不公正な法に反対し、司法制度の改善のために協働する市民を、健全な民主主義社会の発展のために理想的であるとして捉えている。しかし、やみくもに法改正論を主張すればよいとは考えていない。“Street Law”は、法に関連して、様々な権利及び価値、利益が対立する問題（以下、法関連問題）の事例学習（case studies）を設置している⁽⁹⁾。その設問に類出するのは、生徒に法関連問題に対する意思決定をさせる際の、正当（rightness）及び合理的（reasonable）という概念記述である⁽¹⁰⁾。

“Street Law”は、生徒が法関連問題に対する意思決定をする際には、その意思決定が正当で合理的である必要があるという立場からデザインされている。

“Street Law”全体を貫く学習項目、Chapter1、大項目「法とは何か」の中の小項目「権利と責任のバランス」⁽¹¹⁾においては、「単に法的権利を持つからといってその行為が正しいことにはならない」という批評家の指摘が記述され、「権利が自動的に正当性を付与するわけではない」ことが説明されている。人権の擁護を教育目標⁽¹²⁾に掲げる一方で、権利を強調することにより責任を無視する人たちがいることと、その原因が「徹底した個人主義」にあるという意見の記述がある。「正当」の記述は、生徒に当該人権行使が「徹底した個人主義」、自己中心的視点やコミュニティ感覚の喪失に基づくものではないかどうかを考えさせた上で、意思決定に至ることを導くものである。生徒は、法関連問題の事例学習において権利行使の意思決定を行う際には、「正当」を念頭に置くことを要求されることになる。

法関連問題において求められる、意思決定の要素である「合理的」は、基本的に自己の利益と効率を求める経済概念における「合理的」とは異なる概念である⁽¹³⁾。“Street Law”における「合理的」とは、「よい理由 (good reasons)」があることを指す。“Street Law”においては、Sir Edward Cokeの“Reason is the life of the law”という言明が引用されている。そして、「法は権利と責任のバランス、マイノリティーの権利と多数派の意思のバランス、基本的人権の必要性と規律の必要性のバランスを取ったものでなくてはならない」という記述がある⁽¹⁴⁾。

したがって、複数の権利及び価値、利益が対立する法関連問題において、訴訟における場合のように、法的根拠に基づく意思決定をするのみで、当該意思決定を支える法の、権利と責任のバランス、マイノリティーの権利と多数派の意思のバランス、基本的人権の必要性と規律の必要性のバランスを吟味しない場合には、当該意思決定の合理性は担保されないことになる。

(4) 法と価値との関係

法とは、金持ちや権力のある人たちが独占するものであると認識している人たちは、行動基準を、法よりもむしろ諸価値 (values) に置くことが多いと考えられる。こうした認識を持つ人たちに、法の条文や判例の一部を暗記させても、法の遵守や、法及び司法制度の改善のために積極的に関わることの重要性を理解させることは困難であるといえる。

“Street Law”は、Chapter1、大項目「法とは何か」の中の小項目「法と諸価値」において、法と価値との関係を説明している。「法は一般的に社会の価値を反映し促進する。私たちの司法制度は私たちの社会の伝統的な善悪の理念によって影響を受けている…法は道徳的、経済的、政治的及び社会的価値に基づく。価値が変われば、法もまた改正されうる」という記述がある。そして、司法制度によって達成されるべき目標である、①基本的人権の擁護、②公正の促進、③紛争解決の援助、④規律と安定性の促進、⑤望ましい社会的、経済的活動の促進、⑥多数派の意思の表明 (representing) と⑦マイノリティーの権利の擁護を掲げている⁽¹⁵⁾。

“Street Law”は、合衆国市民の立法に対する責任は、投票のみではないと指摘する。問題解決に役立たない法の改正や、コミュニティの問題を解決するための新しい法と政策のために唱道 (advocacy, アドボカシー) を行い、働きかけを行うことが、民主主義社会の発展のために必要不可欠な市民の責任であると捉えている⁽¹⁶⁾。

3. “Street Law”におけるプライバシー学習

2.において、Street Law 教育を概観した。3.では、“Street Law”におけるプライバシー学習を考察していきたい。

(1) プライバシーの意味内容と法的保障に関する記述

1960年代半ば以降、プライバシー権、ひとりで放っておいてもらう権利は、アメリカ合衆国憲法（以下、合衆国憲法）には明記されていないが、判例上、合衆国憲法によって保護されるべき権利であるとして認められてきた基本的権利である⁽¹⁷⁾。日本と比較して、アメリカにおけるプライバシーの意味内容及び憲法上の保障範囲は広く捉えられており、ひとりで放っておいてもらうプライバシーのほか、政府に干渉されることなく自由に一定の重要な決定をするプライバシー、妊娠・中絶のプライバシー、家族の形成・維持に関わるプライバシー、ライフスタイルのプライバシー、生命・身体処分にに関するプライバシーと拡張されてきた⁽¹⁸⁾。合衆国憲法上、明文を欠くにもかかわらず、判例上、合衆国憲法によって保障される権利であるとする、裁判官の立法行為であると批判される状況がある。日本においても、プライバシー権は、日本国憲法上の明文を欠くが、最高裁判例によって憲法上の権利として確立されてきた⁽¹⁹⁾。学校教育において生徒に教える際に、この点に触れず、単に、「プライバシーは憲法上の権利である」と暗記させる教育も1つの教育としてあるだろう。“Street Law”の教育内容は、プライバシーの法的保障をめぐる議論状況を反映したものである。以下に示す資料1は、“Street Law”の教育内容を示した記述である。

資料1

複数の調査は、プライバシーを保護することに対して、多数の支持があることを示しており、いくつかの州では、新たにプライバシー法を成立させ、州憲法にプライバシー権を付記した。しかし、合衆国憲法に基づくプライバシーの保護を制限しようとする運動が行われてきた。このような制限に賛成する人たちは、上記で論じた「プライバシー領域⁽²⁰⁾」は、合衆国憲法の中にプライバシー権を過度に読み込もうとする一部の裁判官の創造（creation）であると考えている。一方、プライバシーに対する多数の支持と、州法におけるプライバシー領域の拡大、プライバシー権を擁護する多くの合衆国最高裁判所判例を指摘する人たちがいる。こうした人たちは、プライバシー権は人々が信頼をおくようになった実定法であり、こうした判例法を覆すべきではないと主張する⁽²¹⁾。

資料1は、合衆国市民の多数派は、プライバシーの州法、合衆国憲法による保障に賛成であることと、その一方で、プライバシーの合衆国憲法による保障は、裁判官の創造であると考えている人たちがいることを記述するものである。合衆国市民の多数派が、プライバシーの法的保障に賛成しているとはいえ、裁判官の創造であるか否かの議論は、プライバシーの法的保障の議論を超えて、三権分立とも関わってくる重要な問題である。多数派ないし通説的な見解のみならず、少数派の意見も教育内容としている。“Street Law”は、家庭、学校、職場におけるプライバシーの意味内容及び憲法上の保障の範囲をめぐる問題について取り扱っている⁽²²⁾。

(2) プライバシーと諸利益との比較衡量に関する記述

以下に示す資料2は、“DEVELOPMENT OF RIGHT TO PRIVACY”の記述の一部である。

資料2

プライバシー権は、重要な政府の利益(interest)と対立することがある。例えば、政府は犯罪を解明するために、あるいは、政府プログラムの合法性を判断するために、個人情報が必要とすることがある。そのような事件において、政府は、個人のプライバシーの利益に影響を及ぼす場合でも、一定の行為や活動を規制しうる。合衆国憲法上のプライバシー権が、存在するか否かの判断には、対立するプライバシーの利益と政府の利益を、注意深く比較衡量することが含まれる⁽²³⁾。

資料2は、個人のプライバシーの利益と政府の利益が対立し、個人のプライバシーが、合衆国憲法の保障を受けるか否かを意思決定する場合には、注意深い比較衡量の基準が用いられてきたことを示すものである。この基準が用いられる具体的な状況とは、いかなるものであろうか。“Street Law”は2つの事例を示している。

事例1

1997年の事件において、合衆国最高裁判所は、選挙前に一定の公職の候補者に対して、ドラッグ・テストを受けさせる義務を課すジョージア州法が、違憲であると判決した。合衆国最高裁判所は、個人のプライバシーの期待と、ドラッグ・テスト・プログラムにおける州の利益(i.e.,選挙された公務員がドラッグ使用者ではないことを確証すること)との比較衡量をした。合衆国最高裁判所は、本事件において、ドラッグ使用者である疑いが全くない候補者に義務付けるドラッグ・テストは、州の利益を正当化するものではないと判決した⁽²⁴⁾。

事例1では、「公職候補者個人のプライバシーの期待」と、「ドラッグ使用者が公職に就任しない州の利益」が対立する。当該ジョージア州法は、一定の公職候補者全てに、ドラッグ・テストを義務付けるものである。政府にドラッグ・テストを受けることを強制されることは、ドラッグ・テストを受けるか否かという、「政府に干渉されることなく、自由に一定の重要な決定をするプライバシー」の侵害につながりうる。

一方で、州法や政策の制定と、執行を担う公職に従事する者は、法を遵守し、州全体に関わる事項に関する高度で専門的な判断ができる理性を有する者である必要がある。こうした観点から、違法ドラッグの使用者が、一定の公職の候補者になることは、州の利益に反する。したがって、一定の公職の候補者に対して、「ドラッグ使用者が公職に就任しない州の利益」を実現するために、選挙前にドラッグ・テストを受けさせる義務を課す、ジョージア州法の目的には合理性があるといえる。

ここに、「公職候補者個人のプライバシーの期待」と、「ドラッグ使用者が公職に就任しない州の利益」という、双方とも重要な利益の対立がある。合衆国最高裁判所は、双方の利益を比較衡量した結果、ドラッグ使用者である疑いが全くない候補者のプライバシーを侵害することは、州の利益を正当化しないと判決した。合衆国最高裁判所は、「注意深い」比較衡量として、ドラッグ使用者であるという疑いが「全くない」候補者という限定を加えている。

事例2

合衆国最高裁判所は、性犯罪で有罪となった者の住所を、地元の青少年団体、デイ・ケア・センター、近隣者に告知することを義務付けたニュージャージー州法を合憲であるとした。合衆国最高裁判所は、告知し、子どもたちを守る公共の利益と、犯罪歴を隠しておく有罪判決を受けた者の権利との比較衡量を行い、告知を行うことは、性犯罪者のプライバシー権を侵害しないと判決した⁽²⁵⁾。

事例2では、「性犯罪で有罪となった者の住所を告知し、子どもたちを守る公共の利益」と、「犯罪歴を隠しておく有罪判決を受けた者の権利」が対立する。前者の「告知し、子どもたちを守る公共の利益」とは、性犯罪の危険から子どもたちを守るという利益であり、強い社会的要請がある。後者の「犯罪歴を隠しておく有罪判決を受けた者の権利」とは、有罪判決を受けた者が、平穏な社会生活を送るために必要な権利であるといえる。

ここに、相対立する重要な権利と利益の対立がある。性犯罪の重大性や再犯率の高さを判断の根拠に入れるならば、「性犯罪歴を隠しておく有罪判決を受けた者の権利」よりも、「告知し、子どもたちを守る公共の利益」が優越するという結論が導かれやすくなる。

事例1と事例2を考察してきたが、注意深い比較衡量の基準は、対立する権利ないし利益が同じくらい重要であるが、いずれかを優越させる必要があるときに用いられる基準である。「注意深い」と強調するのは、問題となる権利ないし利益が、双方とも合衆国憲法によって保障される重要な権利ないし利益であるから、一方の権利ないし利益を優越させた場合に、もたらされる利益と不利益を、十分に判断の要素に加える必要があるという理由によるものであると考えられる。

(3) プライバシーと権利及び価値、利益が対立する事例の学習

“Street Law”には、プライバシーと権利及び価値、利益が対立する事例を考えさせる学習項目がある。以下に示す資料3がその学習項目である。

資料3 PROBLEM42.2

以下のそれぞれの状況において、どんな権利や利益が対立するか、それぞれの立場からどんな主張をすることができるかを判断しなさい。以下の法や政策に賛成するか、反対するかを示しなさい。

- a. ある公立学校は、生徒に服装規則に従うことを義務付け、男子生徒の頭髪の長さを規制する。
- b. 政府は、収入源が違法活動にある場合でも、納税者に収入源の公表を義務付ける。
- c. ある法律は、あるコミュニティーにある全ての海岸において、裸で海水浴することを禁止する。
- d. ナイフによる複数の死傷事件があった刑務所において、囚人は毎日服を脱がされて所持品検査を受ける。
- e. ある州法は、オートバイに乗る人に、ヘルメットの着用を義務付ける。
- f. 警察が、ある電話に、着信があった全ての電話番号を登録できる小型装置を設置する⁽²⁶⁾。

以下に示す資料4は、資料3 PROBLEM42.2を考察させる際の留意点について記述した、教師用指導書である。

資料4 教師用指導書 PROBLEM42.2

設問の中には、実際の判例に基づいて作成された設問がある。しかし、裁判所の判断を示すことは重要ではなく、対立する権利と利益を確認し、相対立する立場からの主張を考えさせ、いずれかの立場を選択させ、その立場を支持する理由を答えさせることが重要なのである⁽²⁷⁾。

“Street Law”と、教師用指導書には、正当で合理的な意思決定をするための学習プロセスの明示はない。そこで、資料3 PROBLEM42.2の課題設定（どんな権利や利益が対立するか、それぞれの立場からどんな主張をすることができるかを判断しなさい。以下の法や政策に賛成するか、反対するかを示しなさい）と、資料4 教師用指導書を勘案し、正当で合理的な意思決定をなす学習プロセスを考案すると、仮説として、表1の学習プロセスを示すことができる。

表1 学習プロセス

段階1	対立する権利及び価値、利益の確認をする。
段階2	対立する権利及び価値、利益に基づく、各立場からの主張と理由を考える。
段階3	いずれかの立場を選択し、対立する他者の主張と理由を踏まえた上で、選択した主張が他者の主張より優越する理由を考える。その際に、対立する複数の主張を最大限に尊重できる新たな法や政策の可能性について考えてみる。
段階4	段階1, 2, 3を踏まえて、法や政策に賛成するか、反対するかを意思決定する。必要があれば、新たな法や政策の提案をする。

表1の学習プロセスに基づきながら、資料3のPROBLEM42.2における、各設問の考察を行っていきたい。

① 設問a.の考察

設問a.において、段階1では、「自分の髪型、服装などの身なり (appearance) を決める個人の権利」と「学校の健全さ、安全性、規律の目的で、生徒の身なりを合理的に規制する学校の権利」が対立している⁽²⁸⁾。

段階2では、「自分の髪型、服装などの身なりを決める個人の権利」の保障を求める立場からは、第9修正（人民の権利に関する一般条項）を根拠に、男子生徒の頭髪の長さを規制することは、「自分の身なりを決める個人の権利」を侵害するものであると主張できる。一方、学校は学びの場である以上、生徒の心身の健全育成や学習環境の整備のために、一定の規則をもつ必要がある。こうした必要性から、「学校の健全さ、安全性、規律の目的で、生徒の身なりを合理的に規制する学校の権利」に基づき、男子生徒の頭髪の長さを規制することの合法性を主張することが考えられる。

段階3では、双方の主張のうち、いずれかの立場を選択し、自己と他者がそれぞれ選択した主張と、それを支える理由を吟味することになる。「自分の髪型を決める個人の権利」の主張が、他

者の権利や利益を無視した自己中心的なものである場合、当該権利行使に正当性があるとはいえない。

一方で、「生徒の身なりを合理的に規制する学校の権利」は、「学校の健全さ、安全性、規律」の確保を目的とする。「生徒の身なりを合理的に規制する学校の権利」が、「自分の髪型、服装などの身なりを決める個人の権利」よりも優越するという意思決定が、合理的であるといえるためには、生徒の身なりを規制することによって、学校の健全さ、安全性、規律が確保できることを支持する理由を示す必要がある。例えば、「髪が長いと体育や科学の実験のときに危険である」ことを、男子生徒に短髪を強制することにより、「安全性」を確保することを支持する理由にした場合、「それが真実であるとするれば、女子生徒も短髪にしなければならない」という、「安全性」の確保という理由を覆す理由を示すことができる。また、「体育や科学の実験のときには、髪を結ぶようにすればいい」という代替案を出すことができる。代替案に納得しない人は、こうした代替案に納得できない理由を示す必要性が出てくる。

以上のような学校規則の学習は、学校の権威により規則を強要するよりも、当該規則の必要性を知ることができるので、生徒が規則を遵守する価値を知ることができるといえる。一方で、目的が不十分で、機能しない規則を速やかに改正するために、効果的に関わる意欲、態度、能力を育成しうる。

段階4では、以上におけるような考察を踏まえた上で、男子生徒の頭髪の長さを規制する規則に賛成するか、反対するかを意思決定することになる。

② 設問b.の考察

設問b.において、段階1では、「自己負罪（刑事訴追ないし有罪判決を受けるおそれがある質問に答えること）から免れる納税者の権利」と「税金を徴収する政府の利益」が対立する⁽²⁹⁾。

段階2では、「自己負罪から免れる納税者の権利」の保障を求める立場からは、政府が、収入源が違法活動にある場合にも、納税者に収入源の公表を義務付けることは、違法活動の自由を強要するものであり、第5修正を侵害する可能性があるとして主張することが考えられる。一方、「税金を徴収する政府の利益」を擁護する立場からは、政府が収入源の公表を義務付けるのは、確実に「税金を徴収する」ためであり、公表の義務を廃止すれば、確実な税金の徴収が困難になるという理由に基づき、当該政策の合法性を主張することが考えられる。

段階3では、「自己負罪から免れる納税者の権利」と「税金を徴収する政府の利益」という双方の主張のうち、いずれかの立場を選択し、自己と他者の主張とそれを支える理由を吟味することになる。「自己負罪から免れる納税者の権利」を主張する立場からは、収入源の公表を義務づける目的は、違法活動を捜査することではないということを、当該政策の合法性の理由付けとすることが考えられる。これに対しては、「税金を徴収する政府の利益」を主張する立場から、違法活動を捜査することを目的としないとしても、当該政策により、違法活動が発見され、結果として、自己負罪を強要することになることを理由とすることができる。これに対しては、法は犯罪者を擁護するものであってはならないという価値に基づき、違法活動をする犯罪者を擁護する権利と、確実な税金の徴収という公益を比較衡量すれば、確実な税金の徴収という公益が勝ると考えることができる。こうした価値観に対しては、合衆国憲法が第5修正を保障する目的を考えてみるように促すことで、この価値観を再考する機会を与えることができる。

段階4では、以上におけるような考察を踏まえた上で、納税者に収入源の公表を義務付ける政

策に賛成するか、反対するかを意思決定することになる。

③ 設問c.の考察

設問c.において、段階1では、「裸で海水浴する個人の権利」、「裸で海水浴する人たちをみることを強いられない権利」、そして「道德基準 (moral standards) を確立するコミュニティの利益」が対立する⁽³⁰⁾。

段階2では、第9修正に基づき、「裸で海水浴する個人の権利」を主張する立場からは、当該法律に反対することが考えられる。第9修正に基づき、「裸で海水浴する人たちを見ることを強いられない権利」を主張する立場からは、当該法律に賛成することが考えられる。そして、コミュニティにおける道德性を保全すべきであるという立場からは、当該法律に賛成することが考えられる。

段階3では、「裸で海水浴する個人の権利」、「裸で海水浴する人たちを見ることを強いられない個人の権利」、そして「道德基準を確立するコミュニティの利益」をそれぞれ主張する立場から、いずれかの立場を選択し、自己と他者の主張とそれを支える理由を吟味することになる。今のところ、合衆国最高裁判所において、「裸で海水浴する個人の権利」が争われたことはない。合衆国内のごく限られた場所において、裸で海水浴することが認められている。裸により海水浴をする権利が合衆国憲法によって保障される権利であるかについては、賛否両論ある⁽³¹⁾。海水浴場が公共の場である以上、相対立する権利や価値 (道德) を持つ利用者と、コミュニティの構成員が十分に話し合う必要がある。第9修正に基づき、公共の海岸において、「裸で海水浴する個人の権利」を主張する立場を選択した人が、裸で海水浴する人たちを見ることを望まない人たちの権利を無視する場合、当該権利の主張は、公共性を無視した、徹底した個人主義に基づく意思決定であるといわざるを得ず、正当性があるとはいえない。一方で、「裸で海水浴する人たちを見ることを強いられない個人の権利」を理由にして、当該法律に賛成する立場に対しては、裸で海水浴を認める時間帯や場所を制限するなどの代替案により、「裸で海水浴する個人の権利」と両立できるということを主張できる。そして、「道德基準を確立するコミュニティの利益」を理由にして、当該法律に賛成する立場を選択した場合には、公共の海岸で、裸で海水浴することを認めることによって、いかにコミュニティの利益が損なわれるのかを示す必要がある。

段階4では、以上におけるような考察を踏まえた上で、裸で海水浴することを禁止する法律に賛成するか、反対するかを意思決定することになる。

④ 設問d.の考察

設問d.において、段階1では、「個人のプライバシーを侵害されない囚人の権利 (第9修正)」、「残酷で異常な刑罰を科されない囚人の権利 (第8修正)」、そして「刑務所の安全という、刑務所の職員、行政官、危険物を所持しないその他の囚人の利益」が対立する⁽³²⁾。

段階2では、「個人のプライバシーを侵害されない囚人の権利 (第9修正)」を主張する立場からは、囚人を裸にして所持品検査する刑務所の政策に反対することが考えられる。「残酷で異常な刑罰を科されない囚人の権利 (第8修正)」を主張する立場からは、当該刑務所の政策に反対することが考えられる。そして、「刑務所の安全という、刑務所の職員、行政官、危険物を所持しないその他の囚人の利益」を主張する立場からは、当該刑務所の政策に賛成することが考えられる。

段階3では、「個人のプライバシーを侵害されない囚人の権利」を理由に、当該刑務所の政策に

反対する立場、「残酷で異常な刑罰を科されない囚人の権利」を理由に、当該刑務所の政策に反対する立場、そして、「刑務所の安全という、刑務所の職員、行政官、危険物を所持しないその他の囚人の利益」を理由に、当該刑務所の政策に賛成する立場のうち、いずれかの立場を選択し、自己と他者の主張と理由を吟味することになる。

Bell v. Wolfish⁽³³⁾において、合衆国最高裁判所は、囚人の服を脱がして所持品検査は、刑罰ではなく、一定の条件において、当該施設の安全性を確保する合理的な方法であったと判決した。但し、これらの検査が囚人に苦痛を与え、恥ずかしい思いをさせ、あるいは尊厳を傷つける目的で実施されてはならないと判決した⁽³⁴⁾。当該刑務所の政策に賛成する理由として、ナイフによる複数の死傷事件がある刑務所において、安全を確保することと、当該所持品検査が囚人に苦痛を与え、恥ずかしい思いをさせ、あるいは尊厳を傷つけることを目的としていないことを、挙げるができる。一方で、服を脱がせて行う所持品検査は、それ自体が囚人に恥ずかしい思いをさせるものであり、危険物を持たない囚人のプライバシーを侵害することを、服を脱がせて行う所持品検査に反対する理由とすることができる。また、刑務所に金属探知機を設置する政策等、代替案の提案により、刑務所の安全と、囚人のプライバシーを守ることは、両立することができることを主張できる。この主張に対しては、金属探知機を設置する費用の捻出の困難さを示すデータ（調査研究や、統計資料など）を理由にして、提案された代替案に反対することも考えられる。

段階4では、以上におけるような考察を踏まえて、ナイフによる複数の死傷事件があった刑務所における、囚人の服を脱がして行う所持品検査に賛成するか、反対するかを意思決定することになる。

⑤ 設問e.の考察

設問e.において、段階1では、「ヘルメットをかぶらずにバイクに乗る個人の自由（第9修正）」と「安全性の促進と負傷を軽減するために、合理的にデザインされた方法でハイウェイを使用するように規制する州の利益」が対立する⁽³⁵⁾。

段階2では、「ヘルメットをかぶらずにバイクに乗る個人の自由」を主張する立場からは、オートバイに乗る人に、ヘルメットの着用を義務付ける州法に反対することが考えられる。「安全性の促進と負傷を軽減するために、合理的にデザインされた方法でハイウェイを使用するように規制する州の利益」を主張する立場からは、当該州法に賛成することが考えられる。

段階3では、「ヘルメットをかぶらずバイクに乗る個人の自由」を主張し、当該州法に反対する立場と、「安全性の促進と負傷を軽減するために、ヘルメットでハイウェイを使用するように規制する州の利益」を主張し、当該州法に賛成する立場のうち、いずれかの立場を選択し、自己と他者の主張を支える理由を吟味することになる。「ヘルメットをかぶらずにバイクに乗る個人の自由」の主張が、ハイウェイの安全な利用という公益を無視した自己中心的な理由に基づく場合、この主張に正当性があるとはいえない。一方、「安全性の促進と負傷を軽減するために、合理的にデザインされた方法でハイウェイを使用するように規制する州の利益」を主張する立場からは、ヘルメットの着用が、安全性の促進と負傷を軽減する方法として、最善であることの理由（調査研究や、統計資料など）を示すことで、当該州法に反対する他者を説得しうる。

段階4では、以上におけるような考察を踏まえた上で、オートバイに乗る人に、ヘルメットの着用を義務付ける州法に賛成するか、反対するかを意思決定することになる。

⑥ 設問 f. の考察

設問 f. では、段階1において、「政府の監視なしに電話を使う個人の権利（第9修正）」と「犯罪行為に関連した情報を集める政府の利益」が対立する⁽³⁶⁾。

段階2では、「政府の監視なしに電話を使う個人の権利」を主張する立場からは、警察が、ある電話に、着信があった全ての電話番号を登録できる小型装置を設置する行為に反対することが考えられる。一方で、「犯罪行為に関連した情報を集める政府の利益」を主張する立場からは、当該警察の行為に賛成することが考えられる。

段階3では、「政府の監視なしに電話を使う個人の権利」を主張し、当該警察の行為に反対する立場と、「犯罪行為に関連した情報を集める政府の利益」を主張し、当該警察の行為に賛成する立場のうち、いずれかの立場を選択し、自己と他者の主張と、それを支える理由を吟味することになる。

「犯罪行為に関連した情報を集める政府の利益」を理由にして、当該警察の行為に賛成する立場に対しては、警察が個人のプライバシーを侵害することの正当性を問うことができる。一方で、Smith v. Marylandにおいて、合衆国最高裁判所が判決したように、電話使用者は、電話会社がダイヤルした全ての番号を登録し続けていることを認識しており（あるいは、すべきであり）、電話使用者はダイヤルする電話番号のプライバシーを期待していないことを理由にして、「政府の監視なしに電話を使う個人の権利」を侵害しないと主張することができる⁽³⁷⁾。この主張を支える、電話使用者が、ダイヤルする電話番号のプライバシーを期待していないという理由に対しては、個人と契約を締結した電話会社が、ダイヤルした電話番号を登録することと、捜査機関が、強制的に電話番号の登録できる装置を特定の電話に設置することでは、個人のプライバシー侵害の性質や度合いが異なるという批判ができる。

段階4では、以上におけるような考察を踏まえた上で、警察が電話に電話番号を登録できる小型装置を設置する行為に賛成するか、反対するかを意思決定することになる。

4. Street Law 教育の特徴

プライバシーと権利及び価値、利益が対立する事例の学習の考察をとおして、Street Law 教育に、いかなる特徴を見出すことができるだろうか。これまでの検討に基づき、(1) 多数派と少数派の見解の記述、(2) 事例の選択、(3) 法と権利及び価値、利益との関係、(4) 法関連問題における正当で合理的な意思決定、(5) 合法的行為と合理的な意思決定、(6) 教師訓練、(7) 評価という観点から分析する。

(1) 多数派と少数派の見解の記述

3. (1) で考察したように、“Street Law”には、合衆国市民の多数派は、プライバシーの州法、合衆国憲法による保障に賛成であるが、一方で、プライバシーを合衆国憲法上の権利とすることは、明文を欠く故に、「裁判官の創造」として批判する人たちがいることを説明する記述がある。プライバシーの合衆国憲法による保障が求められているとしても、「裁判官の創造」を容認することは三権分立に反するという主張は、無視できない指摘である。プライバシーの法的保障を求める多数派の見解のみならず、これを批判する少数派の見解も併せて教えることは、学習者に、多数派の見解を暗記させること以上の学習の広がり期待できる。Street Law 教育は、法関連問題における複数の立場を教え、合衆国市民として、いかに問題状況に取り組み、いかに法及び司法

制度に関わるかを考えさせることを目的とするものである。学習者が、プライバシーの法的保障の必要性は認めるが、裁判官の立法行為を認めない立場を選択するならば、新たな法の制定を効果的に唱道する学習機会を提供する必要がある。

(2) 事例の選択

3. (3) における、資料3 PROBLEM42.2の考察を踏まえると、法関連問題における、正当で合理的な意思決定能力の育成のために選択された事例は、大別して、判例の事案と、コミュニティで問題になっている事例（設問c.）の2つである。判例の事案としては、合衆国最高裁判所判例の事案（設問b.d.f.）の他、合衆国最高裁判所の確定判決がなく、連邦控訴裁判所巡回区ごとに裁判所の判断が異なる判例の事案（設問a.）が取り扱われている⁽³⁸⁾。合衆国最高裁判所の確定判決のみを事例として扱わないところに、Street Law教育の特徴がある。法関連問題に対して、正当で合理的な意思決定をする能力の育成が重視されており、合衆国最高裁判所の判断を記憶させることよりもむしろ、裁判官の判断を考察させることに重点を置いておていることが分かる。

(3) 法と権利及び価値、利益との関係

2. (4) で示したように、“Street Law”には、「法は道徳的、経済的、政治的及び社会的価値に基づく。価値が変われば、法もまた改正される」という記述がある。法はお上から授かるものではなく、市民の価値に基づくものであり、価値が変われば、改正されるものであると捉えているところが、Street Law教育の特徴といえる。3. (3) における、プライバシーと権利及び価値、利益が対立する事例の学習で考察したように、Street Law教育では、法的根拠に基づく主張を絶対的なものであるとは捉えていない。したがって、対立する権利及び価値、利益に基づく複数の主張のうち、いずれの主張が優越するかを決める意思決定は、対立する他者との対話と、当該事例における正当性と合理性を決める市民の理性に求められることになる。

(4) 法関連問題における正当で合理的な意思決定

法関連問題における正当な意思決定とは、権利に伴う責任と、他者の権利及び価値、利益に配慮した意思決定である。合理的な意思決定とは、権利及び価値、利益の主張を支える根拠が、思慮分別ある一般人の判断に合う「よい理由」に基づくか否かを意思決定することである。正当で合理的な意思決定は、相対立する主張と、それを支える理由を吟味し、比較衡量をすることの繰り返しによって達成されるものである。したがって、その前提として、自己と対立する権利及び価値、利益をもつ他者の存在を尊重し、対話する意欲、態度を育成することが重要となる。この点に、Street Law教育の特徴が見受けられる。しかし、実際に、利害関係が顕著な事例において、他者を尊重し、対話を持つことが容易でないことは想像に難くない。“Street Law”の教師用指導書はこの点をいかにして克服するかについて明記されていない。利害関係が顕著な法関連問題において、正当で合理的な意思決定をするプロセスの実証が、残された課題であるといえる。

また、合理的な意思決定は、結局は、思慮分別という市民の理性に求められることになる。しかし、理性という概念は必ずしも明確なものではない。思慮分別は、時代の変遷、価値の変化により影響されるものである。人は理性や思慮分別を、いかにして身につけ、磨くことができるのだろうか。この点について、議論の余地を残している。

(5) 合法的な行為と合理的な意思決定

「悪法もまた法である」という言葉がある。合法的な行為とは、法に適した行為である。したがって、「悪法もまた法である」以上、悪法に適した行為は合法的な行為である。訴訟においては、主に合法性が問題となる。

Street Law 教育は、法を遵守する一方で、不公正な法には反対し、改正のために効果的な唱道を行う市民の育成を目標としている。そして、法は、「よい理由」に基づいて成立しなければならず、権利と責任のバランス、マイノリティーの権利と多数派の意思のバランス、基本的人権の必要性と規律の必要性のバランスを吟味したものでなくてはならない。

以上から、合法的な行為が、必ずしも合理的な意思決定に基づくわけではないことが分かる。そして、合法的な行為が、他者の権利及び価値、利益を侵害しうる可能性がある。合理的な意思決定は、訴訟よりむしろ、立法論に密接に関わるものである。

(6) 教師訓練

資料3 PROBLEM42.2として、“Street Law”における、プライバシーとその他の権利及び価値、利益が対立する事例の学習をみてきた。しかし、教師用指導書が示すのは、各設問において対立する権利及び価値、利益の記述のみであり、権利及び価値、利益に基づく主張と理由の吟味や、学習プロセスの構築についての記述はない。また、正当で合理的な意思決定に至るプロセスは、他者の主張と理由を吟味し、自己の意思決定に還元するというプロセスを経るものであり、決して容易なものではない。それ故に、生徒の学習プロセスを支援するワークシートの作成が必要となるであろう。

教師は上記したような記述のない点を補足しなければならず、Street Law 教育の成功は、教師の力量に左右されるといえる。毎年、Street Law 教育の教師訓練の機会が提供される理由のひとつとしては、教師の力量を補助するためであると考えられる⁽³⁹⁾。

(7) 評価

教師用指導書には、生徒の正当で合理的な意思決定に対する評価基準に関する記述はない。Street Law 教育の特徴として、法や政策に賛成するか、反対するかという結論よりも、結論に至るプロセスを重視する。プロセスにおいて、対立する他者の主張と理由を吟味し、正当で合理的な意思決定をすることができることが、高い評価につながるといえる。評価基準の構築も、教師に委ねられている。

5. おわりに—法関連問題における正当で合理的な意思決定能力の育成—

プライバシーをめぐる法関連問題における、正当で合理的な意思決定をするための学習プロセスの考察を通して、Street Law 教育における、正当で合理的な意思決定とは何かを明らかにし、学習プロセスの仮説を提示し、提示した学習プロセスに基づき、資料3 PROBLEM 42.2の各設問において問題となりうる主張と理由の考察を行った。残された課題は、提示した学習プロセスにしたがって、実際に、生徒がいかに正当で合理的な意思決定をするかを実証することと、正当で合理的な意思決定能力の評価基準を構築することである。

日本の学校教育において、民主的、平和的な国家の形成者として、訴訟外の日常生活を送る上で直面する法関連問題において、正当で合理的な意思決定能力を育成することは重要であると考

えられる。

現在、日本では、裁判員制度の導入を含めた、司法制度改革が進められている。合法的行為か否かの判断は、法に詳しい法曹三者に任せて置けばよいと考える人もいるかもしれない。法の専門家ではない国民を、裁判員として司法制度に参加させる意義は何であろうか。裁判員は、人権意識を欠く、恣意的な意思決定をする者であってはならないはずである。裁判員に求められているのは、国民の理性であると考えられる。国民の理性として、優れた人権意識と、正当で合理的な意思決定をする能力は重要な要素となりうる。

しかし、正当で合理的な意思決定をするプロセスが容易でないことは既に述べた。利害関係が顕著な事例においては尚更である。複数の権利及び価値、利益が対立する事例において、正当で合理的な意思決定能力をする学習機会を充実させていく必要がある。こうした学習機会の提供は、国民の理性を反映した、「国民にとって身近な」、「国民の視点」からの法及び司法制度の実現に資するのではないかと考える。

- (1) 司法制度改革推進計画 閣議決定（平成14年3月19日）参照。
<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/keikaku/020319keikaku.html>
- (2) 前掲、司法制度改革推進計画、1頁、12頁参照。
- (3) 渡邊弘「司法・裁判システムに関する教育—高校での実践を踏まえて」自由と正義Vol.50, 6月号（日本弁護士連合会、1999年）19頁参照。伊藤真「憲法を實踐する法律家養成のなかで 中高生に対する憲法教育の大切さ」『法教育の可能性 学校教育における理論と実践』（現代人文社、2001年）133～135頁参照。
- (4) Lee P. Arbetman & Edward L. O'Brien, Street Law: A Course in Practical Law, Sixth Edition, National Textbook Company, 1999.
- (5) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.1.
- (6) ストリート・ロー教育の歴史と現在に関するさらに詳しい情報については、拙稿「日常生活における法関連問題に取り組む市民の育成—アメリカ合衆国”Street Law”の教育内容と方法—」『世界の法教育』（現代人文社、2003年）26～27頁を参照されたい。
- (7) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.1.
- (8) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.1.
- (9) 本稿3. (2)の資料3で示した事例学習の他、前掲・註(6)30～34頁等、この他にも、”Street Law”には、多数の事例学習が設置されている。
- (10) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.11.
- (11) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.11.
- (12) “Street Law”の教育目標については、前掲・註(6)24頁を参照されたい。
- (13) 印南一路『すぐれた意思決定』（中公文庫、2002年）55頁、五十嵐武士共著『アメリカ社会と経済』（有斐閣、2001年）115頁参照。
- (14) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.5.
- (15) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.5.
- (16) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.27.
- (17) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.472.
- (18) 松井茂記『アメリカ憲法入門[第四版]』（有斐閣、2002年）263頁～275頁参照。

- (19) 芦部信喜『憲法[新版]』(岩波書店, 1997年) 118頁参照。
- (20) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.473. 合衆国最高裁判所は, アメリカ合衆国憲法に, プライバシー権の領域 (zones of privacy) があると判決した。この領域は, 言論の自由と結社の自由 (第1修正), 不合理な搜索の自由 (第4修正), 黙秘権 (第5修正), 平時における軍隊の営舎制限の権利 (第3修正), 人民の権利に関する一般条項 (第9修正) から派生すると判決した。
- (21) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.473.
- (22) Arbetman & O'Brien, Ibid., pp.472-475.
- (23) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.473.
- (24) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.473.
- (25) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.473.
- (26) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.474.
- (27) Lee P. Arbetman, Edward L. O'Brien, Margaret E. Fisher & Nancy McCullough, Street Law: A Course in Practical Law, Teacher's Manual, Sixth Edition, National Textbook Company (1999). p.504.
- (28) Lee P. Arbetman, Edward L. O'Brien, Margaret E. Fisher & Nancy McCullough, Ibid., p.504.
- (29) Lee P. Arbetman, Edward L. O'Brien, Margaret E. Fisher & Nancy McCullough, Ibid., pp.504-505.
- (30) Lee P. Arbetman, Edward L. O'Brien, Margaret E. Fisher & Nancy McCullough, Ibid., p.505.
- (31) Lee P. Arbetman, Edward L. O'Brien, Margaret E. Fisher & Nancy McCullough, Ibid., p.505.
- (32) Lee P. Arbetman, Edward L. O'Brien, Margaret E. Fisher & Nancy McCullough, Ibid., p.505.
- (33) 441 U.S.520 (1979)
- (34) Lee P. Arbetman, Edward L. O'Brien, Margaret E. Fisher & Nancy McCullough, Ibid., p.505.
- (35) Lee P. Arbetman, Edward L. O'Brien, Margaret E. Fisher & Nancy McCullough, Ibid., p.505.
- (36) Lee P. Arbetman, Edward L. O'Brien, Margaret E. Fisher & Nancy McCullough, Ibid., p.505.
- (37) Lee P. Arbetman, Edward L. O'Brien, Margaret E. Fisher & Nancy McCullough, Ibid., p.505.
- (38) 浅利祐一「憲法と髪形の自由—ハイスクールにおける頭髮規制の合憲性—」北大法学論集四〇巻五・六合併号上巻 (一九九〇) 424頁～425頁。
- (39) Arbetman & O'Brien, Ibid., p.xxx.